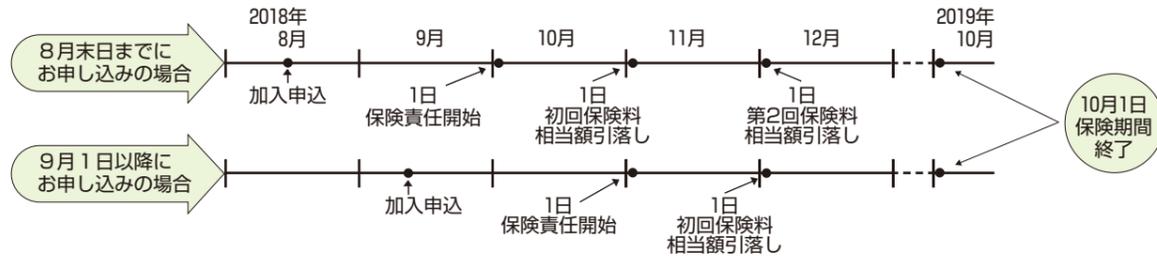


お知らせ・ご注意

保険責任の開始時期

全国商工会休業補償制度「商工会の休業補償プラン」は、全国商工会連合会を保険契約者とし、10月1日から1年間を保険期間とする所得補償保険の団体契約により運営します。したがって、8月末日までにお申し込みいただいた場合は新規加入となり、保険責任開始日は10月1日午前0時となります。9月1日以降お申し込みの場合は中途加入となり、お申し込みの翌々月1日午前0時が保険責任開始日となります。継続の場合の保険責任開始日は、10月1日午後4時となります。



保険料相当額の集金方法・時期

10月1日に保険責任の開始した加入者分の第1回保険料相当額は11月1日に、11月1日以降に保険責任の開始する中途加入者分の第1回保険料相当額は保険責任開始月の翌月1日(金融機関休業日の場合、翌営業日)に自動引落としとなります。また、それぞれ第2回以降の保険料相当額は第1回引落月の翌月から毎月1日に自動引落としとなります。なお、全国商工会連合会は当プランの保険料相当額の集金をみずほファクター(株)に委託していますので、通帳に記入される請求者は「MHFホケンリョウ」「MHF」等となります。

万一事故にあわれたときは 直ちに事故通知を

ケガ・病気によってこの保険の対象となる就業不能が開始したとき、または入院により家事労働に従事できない状態になったときは、30日以内に取扱代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。なお、事業主(法人の場合は役員)、従業員が所得補償保険金の請求をする場合は、原則として所得を証明する書類(給与証明書、源泉徴収書、確定申告書(写)等)のご提出が必要となります。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご連絡がなかった場合は、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがありますのでご注意ください。

脱退のお申し出および契約内容の変更の通知

団体契約からの脱退および契約内容の変更(住所変更・職種変更等)の際は、遅滞なく代理店・扱者までご連絡ください。ご連絡が遅れますと、自動的に保険料が引き落とされる場合や保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

ご加入の自動継続

ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、ご継続時満64才まで保険契約の満了する日と同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日現在の被保険者の年齢および保険料率によって計算されます。(ご注意)保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。また、前年契約において保険金支払い対象となった疾病が「病状・症状一覧表」の「甲欄」に該当する場合は、お引受けを見合わせさせていただきます。この保険は、被保険者数による団体割引と契約全体の損害率による割増引制度を採用していますので、被保険者数や前年の損害率等により保険料が変更になることがあります。また、ご加入者が退職等により本制度の加入資格者の対象外となった場合および保険料相当額の口座引き落としが2回続けて不能となった場合は脱退とさせていただきます。

保険金をお支払いできない場合(主なもの)

保険期間開始前に被ったケガまたは病気その他、例えば次のような原因により発生した就業不能については、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

- 故意または重大な過失によるケガまたは病気
- 自殺または犯罪、闘争行為によるケガまたは病気
- 麻薬、あへん、覚醒剤等の使用によるケガまたは病気(医師による治療のためにこれらを用いた場合を除く)
- 戦争、暴動等によるケガまたは病気(テロ行為によって発生したケガ・病気は自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。)
- 核燃料物質の放射性・爆発性・有害な特性による事故などによるケガまたは病気
- 妊娠、出産、早産、流産およびこれらによるケガまたは病気
- 自動車または原付自転車の無資格運転または酒気を帯びた状態での運転中の事故
- むちうち症または腰痛等、医学的他覚所見のないもの
- 精神障害または妊娠もしくは出産 など

《損害保険契約者保護制度について》
引受保険会社が経営破綻した場合など業務または財産の状況が変化したときには、保険金、解約返戻金等の支払いが一定期間凍結されたり金額が削減される場合があります。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返戻金等は90%まで補償されます。

本保険契約に関する個人情報について、次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

- 全国商工会連合会は、本保険契約に関する個人情報を、引受保険会社および都道府県商工会連合会(以下、県連といひます)・商工会に提供します。
- 本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社(海外にあるものを含む)が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則(第53条の10)により、利用目的が限定されています。
- 県連、商工会は本保険契約に関する個人情報(過去に取得したものも含みます)を団体保険に関する会員の確認、加入者からの照会・応答のほか、団体保険その他県連、商工会が行なう各種情報・サービスの案内・提供を行なうために利用させていただきます。

<詳細は>

引受保険会社ホームページ (<http://www.aioinissaydowa.co.jp/>) をご覧くださいか引受保険会社までお問い合わせください。

- ☆この保険は全国商工会連合会を保険契約者とし、全国商工会連合会の会員事業主を加入者とする所得補償保険の団体契約です。被保険者(補償の対象となる方)は全国商工会連合会の会員事業所の事業主(法人の場合はその役員)、従業員、またはこれらの方の配偶者(専業主婦)です。
- ☆このパンフレットは「所得補償保険」の概要と団体契約の仕組みをご案内したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明-注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご用意していますので取扱代理店・扱者または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。
- ☆所得補償保険ご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者(団体名:全国商工会連合会)に交付されます。
- ☆お申込みの際は、加入申込票の各項目(性別・生年月日・職種・年齢など)について正しくご記入ください。
- ☆健康状態告知書質問事項の回答内容や加入申込票記載事項(年齢・職種・他保険加入状況・保険金請求履歴等)等により、ご契約のお引き受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ☆健康状態告知について、故意または重大な過失によりお申し出いただけなかった場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合には、保険期間の開始時⁽²⁾から1年以内であれば、ご契約を解除させていただくことがあります。また、保険期間の開始時⁽²⁾から1年を経過していても、お申し出いただけなかった事実、またはお申し出いただいた内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が保険期間の開始時⁽²⁾から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。(注)継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。
- ☆他の保険契約等(身体障害による就業不能に対して保険金が支払われるもの)の有無につきましては、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。正しく記入していただけなかった場合、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- ☆所得補償保険には「無事故戻しに関する規定の不適用特約」「骨髄採取手術に伴う入院補償特約」が自動セットされます。

商工会会員の皆様へ

経営者と従業員のための全国商工会休業補償制度

商工会の休業補償プラン

所得補償保険団体契約(天災危険補償特約(所得補償保険用)セット)

3大メリット

- 1.ケガや病気による就業不能を補償
- 2.医師の診査が不要で加入手続きが簡単
- 3.団体割引等適用のため保険料が割安

基本保険料の負担の少ない割安な保険料 **約44%割引**



保険期間(ご契約期間)

2018年10月1日 午前0時～
2019年10月1日 午後4時 1年間

中途加入毎月受付中

補償期間：毎月1日～2019年10月1日 午後4時

ケガや病気で働けない間、
保険金をお支払いします。

最長1年間補償
(免責期間7日間)

全国商工会連合会

商工会名・商工会連合会名

引受保険会社
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
〒150-8488 東京都渋谷区道玄坂1-28-1
ホームページアドレス <http://www.aioinissaydowa.co.jp/>
<取扱代理店・扱者 所属課支社>

お問い合わせ先
取扱代理店・扱者

休業補償プランのご案内

本プランの特長は下記のとおり幅広い補償です。

■最長1年間の補償

ケガや病気で働けなくなった場合、喪失する所得を保険金として受け取れる保険です。補償期間は最長1年間と長期ですので、安心して十分な治療が受けられます。

※医師の診断書等の提出が必要です。



※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金のご説明」をご確認ください。

■365日・24時間補償

お仕事はもちろん、日常生活中や旅行中のケガ・病気にいたるまで国内・海外を問わず365日・24時間補償されます。



■天災によるケガも補償

国内・海外を問わず、地震・噴火・津波など天災によるケガで働けなくなった場合にも保険金をお支払いします。



本プランのメリット

■月々の保険料が一般加入に比べ割安。

基本保険料の約44%割引

本プランは団体割引が20%適用されます。さらに、損害率による割引により基本保険料部分に30%の割引を適用いたします。よって個人で契約する場合に比べ約44%の割引となります。

※団体割引は被保険者数1,000名以上にて算出しております。

■医師の診査が不要なので、加入手続きが簡単です。

加入手続き時の医師の診査は不要、職種・健康状態等の告知のみでご加入いただけます。

※加入申込票記載事項(職種・年齢・他保険加入状況・保険金請求歴等)等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

さらに保険料相当額のお支払いは毎月ご指定の口座から自動引落しとなるので便利です。

■役員・従業員の福利厚生として。

●従業員全員加入の場合の保険料相当額は、全額損金・必要経費処理(福利厚生費)が可能です。

※役員または特定の使用人のみを被保険者としている契約や、個人事業主本人の契約の保険料相当額につきましては取扱いが異なります。

加入資格

全国商工会の会員事業所の事業主(法人の場合は役員)、従業員で、加入時年齢が64才までの方。
上記事業主、従業員の配偶者である専業主婦(家事従事者)で、加入時年齢が64才までの方。

お支払いする保険金

保険期間中にケガ・病気で就業不能となった場合、就業不能期間1か月につき、ご加入の保険金額(月額)が最長1年間にわたり支払われます。
ただし、最初の7日間(免責期間)はお支払いの対象となりません。

保険金は加入者(被保険者)ご本人からのご請求によりお支払いします。

※就業不能とは、ケガまたは病気を被り、その治療のため入院していること、または入院以外で医師の治療を受けていることにより、保険証券記載の業務に全く従事できない状態をいいます。
※保険期間の開始時(注)より前に就業不能の原因となった身体障害を被っていた場合は、保険金をお支払いできません。

上記の取扱いは、「ご契約時に正しく告知して契約した場合」または「ご契約時に自覚症状がない身体障害であっても、それが保険期間の開始時(注)より前に被ったものである場合」にも適用されますのでご注意ください。ただし、保険期間開始時(注)からその日を含めて365日を経過した後に就業不能の原因となった身体障害を被った場合には、保険金をお支払いすることができます。
(注)継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間開始時となります。

※被保険者またはそのご家族が加入されている他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、契約の可否をご判断のうえ、ご加入ください。

※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

保険料例 《40才・男性・鮮魚店店主(タイプ1(級別1級))・年収400万円》
(平均所得額33.3万円)・国民健康保険加入の場合

●保険金額(月額) → 20万円 (平均月収の70%以内で設定)

●月々の保険料 (118円/1万円×20万円(20口)) → 2,360円*

*この他に加入事業者として制度維持費70円が加算されます。

保険金額(月額)について

〈事業主(法人の場合は役員)、従業員の場合〉

●保険金額(月額)は10万円(10口)以上1万円(1口)単位でお申し込みください。

●所得補償保険金額は、被保険者の方の加入する公的医療保険制度(健康保険法等の法律に基づく医療保険制度をいいます。)による給付内容や他の保険契約等の加入状況を勘案し、平均所得額の範囲内で、適切な額をご設定ください。なお、所得補償保険金額が被保険者の平均月間所得額を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

〈専業主婦(家事従事者)の場合〉

●保険金額は10万円(10口)以上16万円(16口)以内で、1万円(1口)単位でお申し込みください。

※平均所得額および平均月間所得額
・「平均所得額」とは、お申し込み直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。
・「平均月間所得額」とは、被保険者が就業不能となる直前12か月について、以下のとおり計算した額をいいます(※1)。

$$\text{平均月間所得額} = \frac{\text{年間収入額(※2)} - \text{働けなくなったことにより支出を免れる金額(※3)}}{12(\text{か月})}$$

※1 被保険者が事業所得者の場合は、被保険者ご本人が働けなくなったことにより減少する売上高・経費等に応じて決定します。
※2 給与所得、事業所得または原稿料等の雑所得に係る税引き前の収入額で、利子所得、配当所得、不動産所得等は含まれません。就労の有無にかかわらず得られる役員報酬等がある場合にはこれも含まれません。
※3 被保険者が事業所得者の場合は、その事業に要する経費のうち、接待交際費・旅費交通費などをいいます。

(注)100万円(100口)を超える場合は、別途ご提出していただく資料がありますので引受保険会社までお問合わせください。

病気



胃かいようで手術を受け、入院と自宅療養の期間、会社を2か月と22日間休んだ。

(タイプ1(級別1級)・40才・男性・
保険金額(月額)20万円(20口)ご加入の場合)

●保険金お支払いの対象期間

2か月22日-免責期間7日間→2か月15日

●お支払いする保険金(保険金額(月額)20万円)
20万円×(2か月+ $\frac{15}{30}$ 日)

500,000円

ケガ



スポーツ中アキレス腱を切断し、手術を受け、入院と自宅療養の期間、会社を6か月と7日間休んだ。

(タイプ1(級別1級)・30才・男性・
保険金額(月額)18万円(18口)ご加入の場合)

●保険金お支払いの対象期間

6か月7日-免責期間7日間→6か月

●お支払いする保険金(保険金額(月額)18万円)
18万円×6か月

1,080,000円

※事業主(法人の場合は役員)、従業員の場合は入院中のみならず就業不能状態であれば通院・自宅療養(医師の診断書が必要)の期間も補償されます(家事従事者の場合は入院中のみ対象)。また他にご加入の生命保険や傷害保険とは関係なく保険金をお支払いいたしますので、安心して療養に専念することができます。

就労支援トータルサービスのご案内

「GLTD」に加入された被保険者(補償の対象となる方)は、以下のサービスをご利用いただけます。

メンタル ご相談	メンタル相談サポート 会社には相談しづらい“こころの悩み”に看護師等の専門スタッフが電話でアドバイスします。なお、ご希望により、臨床心理士等による電話相談もご利用いただけます(予約制:平日10時~17時)。(注)治療に関するご相談はお受けできません。
	メンタルITサポート Webで提供する健康・介護チャンネルでストレスのセルフチェックやメールによるメンタル相談等が可能です。メールによるご相談は精神科医等がお応えします。 (注1)治療に関するご相談はお受けできません。 (注2)メールでのご回答は、通常3~4営業日程度要しますが、ご相談内容によってはそれ以上の日数を要する場合があります。
健康・医療・ 介護 ご相談	健康・医療・介護のご相談 健康や医療に関するご相談、介護に関するお悩みに、看護師等の専門スタッフが電話でアドバイスします。
	セルフ健康診断サポート 最寄りの人間ドック施設や自宅で簡単にできる在宅検診等をご紹介します。電話またはWeb(健康・介護チャンネル)でご利用いただけます。 (注)各種検診・サービスの費用は、ご利用いただく方の自己負担になります。
	病院情報のご提供 全国約16万件のデータベースより、いつでもどこでもお探しの全国各地の病院等の情報をご提供します。 (注)このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等はありません。
各種手続き ご相談	税務・フィナンシャルサポート 医療費控除など、日常生活の税務に関するさまざまな相談に、税理士による電話相談をご利用いただけます(予約制)。 (注)一般的なご質問については、専門スタッフが応える場合があります。
	公的給付申請サポート 障害年金などの公的給付の申請について専門スタッフが電話でアドバイスします。
	福祉情報のご提供 お住まいの地域の福祉情報を介護福祉士等の専門スタッフが電話でご案内します。

- * サービスをご利用いただける方は被保険者(補償の対象となる方)となります。
- * 保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
- * サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。
- * サービスは、保険期間終了後はご利用いただけません。
- * サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
- * サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社でご提供します。
- * 上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご加入後に加入者証と共に交付する「団体長期障害所得補償保険サービスガイド」でご確認ください。

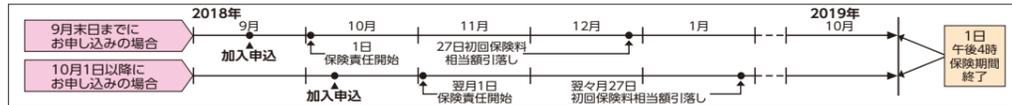
ご加入にあたってのご注意

■保険責任の開始時期

GLTD(任意加入型)は、全国商工会連合会を保険契約者とし、2018年10月1日午後4時から1年間を保険期間とする団体長期障害所得補償保険の団体契約です。2018年9月30日までにお申し込みいただいた場合は新規加入となり、保険責任開始日時は2018年10月1日午後4時となります。2018年10月1日以降お申し込みの場合は中途加入となり、お申込月の翌月1日午前0時が保険責任開始日時となります。

■保険料相当額の集金方法・時期

2018年10月1日に保険責任を開始した加入者分の第1回保険料相当額は12月27日に、11月1日以降に保険責任を開始する中途加入者分の第1回保険料相当額は保険責任開始月の翌々月27日(金融機関休業日の場合、翌営業日)に自動引落としとなります。また、それぞれ第2回以降の保険料相当額は第1回引落日の翌月から毎月27日(金融機関休業日の場合、翌営業日)に自動引落としとなります。なお、全国商工会連合会は当プランの保険料相当額の集金を三菱UFJニコス㈱に委託していますので、通帳に記入される請求者は「ショウコウカイス」となります。



注意:口座引落しは不能の場合は、翌月に2か月分をお引落しいたします。

このパンフレットは「団体長期障害所得補償保険」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご用意していますので、取扱代理店・扱者または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店・扱者または引受保険会社にお問合わせください。

- ・ご加入の際は、加入申込票の各項目(生年月日・年齢・性別・他の保険契約等の有無など)について正しく記入してください。
- ・事故が発生した場合は、30日以内に取扱代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡が遅れた場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- ・この保険は全国商工会連合会を保険契約者とし、各地商工会の会員事業主・従業員を加入者とする団体長期障害所得補償保険の団体契約です。
- ・団体長期障害所得補償保険のご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者(全国商工会連合会)に交付されます。
- ・他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただけます。正しく記入しただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- ・健康状態告知書質問事項の回答内容や加入申込票記載事項(年齢・他保険加入状況・保険金請求歴等)等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・募集の結果、加入者が10名に満たない場合は、ご契約が成立しませんのでご注意ください。
- ・親介護一時金をお支払いした場合は、ご継続時に必ず補償内容の見直しが必要となりますので、ご注意ください。

● ご相談・お問合わせ先

(引受保険会社)

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

商工会会員の経営者と従業員の皆さまへ

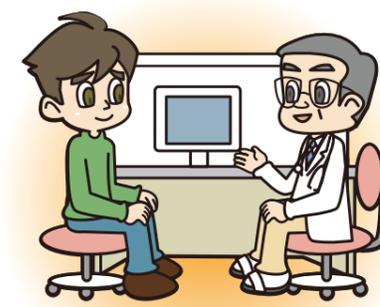
最長65才まで、所得を補償する保険です。

商工会の長期休業補償プラン(任意加入型)のご案内

GLTD(団体長期障害所得補償保険)

「安心して働いていただくために。」

団体割引
20%適用



ケガや病気で仕事ができない間、
最長65才まで補償を継続して
受けることができます。

ケガや病気による長期療養時の
所得を補償します。
また、うつ病等の精神障害も
カバーします。

特約のセットにより、
親に介護が必要となった場合
(要介護2以上の認定を受けた
場合など)に一時金をお支払いします。

GLTD(任意加入型)は、ケガや病気によって長期間仕事ができなくなったときの所得を補償する制度です。

この制度により、仕事ができない間最長で65才まで所得補償を継続して受けることができます。

このパンフレットをご確認いただき、是非この機会にご自身とご家族にとって必要なプランにご加入ください。

◆保険期間(ご契約期間) : 2018年10月1日午後4時から2019年10月1日午後4時まで
中途加入は毎月受付中!

(注1) 次年度以降、ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、基本補償の被保険者の継続時の年齢が満64才、または親介護一時金支払特約の特約被保険者の継続時の年齢が満89才まで保険契約の満了する日と同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日時点の被保険者または特約被保険者の年齢および保険料率によって計算されます。

(注2) 保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。

加入資格	2018年10月1日において満15才以上満64才以下の会員事業所の事業主(法人の場合は役員)、従業員で健康保険等の対象となる方が加入できます。これらの対象にはならないパートタイマー、アルバイト、季節・周期的労働者の方と、欠勤等があっても収入が減少しない役員等は加入できません。
------	--

全国商工会連合会

引受保険会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

一ケガや病気による長期療養時の所得補償保険制度一

ケガや病気により長期間仕事ができなくなったとき、最長で65才まで所得を補償します。

長期療養時の補償

ケガや病気により、免責期間を超えても仕事ができない状態が続いている場合に最長で**65才まで**所得を補償します。

一部復職後も補償

職場に復帰しているけれども完全には仕事ができないなど、一部復職していても収入が20%超減少している場合にはその減少割合に応じて継続して(最長65才まで)補償します(保険金は非課税です。所得税および住民税の対象となります)。

国内外・業務中・業務外を問わず補償

ケガや病気の発生が、国内外を問わず、また業務中・業務外を問わず、24時間補償します。

精神障害も補償

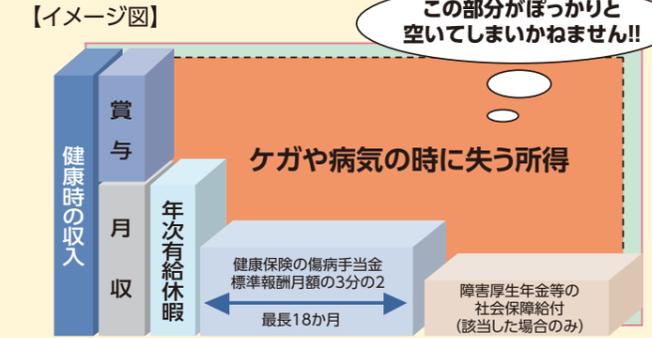
躁うつ病等の精神障害により、免責期間を超えても仕事ができない状態が続いている場合に最長で24か月所得を補償します(精神障害補償特約セット)。

天災危険も補償

国内・海外を問わず、地震・噴火・津波など天災により被った身体障害により働けなくなった場合、保険金をお支払いします(天災危険補償特約セット)。

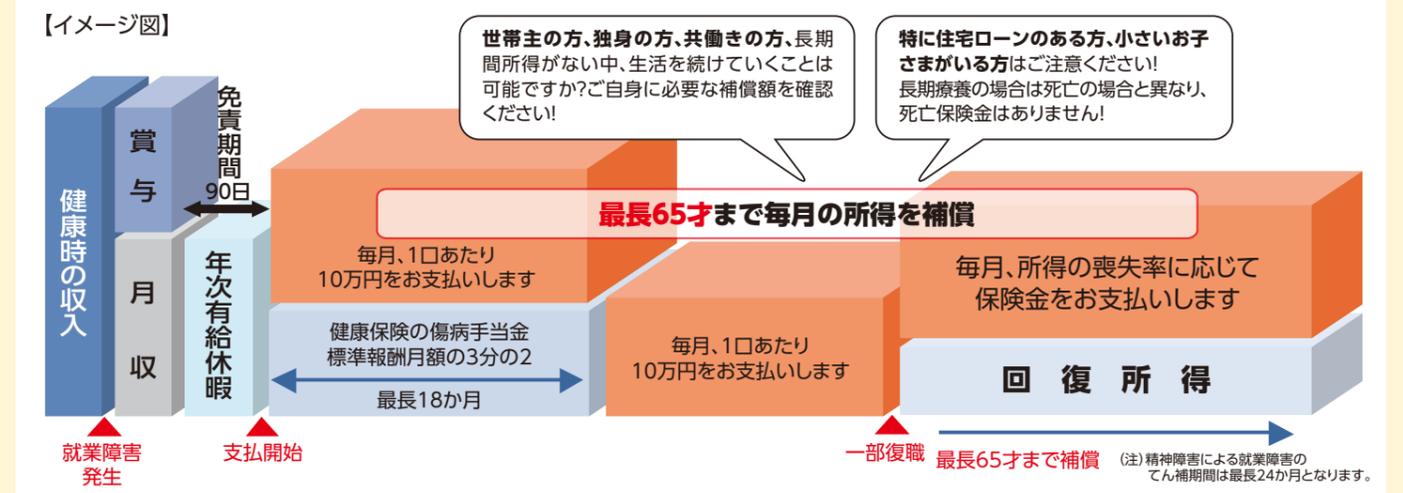
1 もし、長期間働けなくなったら…

休職する場合、会社からの給与が失われ、社会保障給付に頼らざるを得ません。しかし、健康保険の傷病手当金給付額は標準報酬月額額の3分の2であり、その給付額も18か月で終了するために、その後は原則として所得がなくなります(ただし、所定の高度障害に該当した場合には、障害厚生年金等が給付されます)。



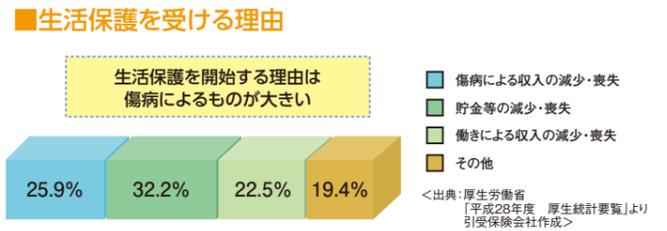
2 GLTD (任意加入型)があればこう変わります!

ケガや病気により欠勤・休職期間が長期化し、90日(免責期間)を超えても仕事に復帰できない場合に、最長で65才まで所得を補償します。この保険制度により、毎月10万円(1口)から最高50万円(5口)までの補償を受けることができます。



「生きること」を支えるために…

医療の高度化等により、日本人の寿命は今までになく延び、私たちが60才以前に死亡するリスクは減少傾向にあります。しかしその反面、療養が長期化するケースや障害が残り今までと同じように働くことができないケースの増加が問題になっています。長期間にわたって治療を受けたり、リハビリを行っている間に所得が減少し住宅ローンが払えない、子どもの学費が払えないなど、「生きること」をしっかりと支えるための対策が必要です。



「親の介護」について考えたことはありますか?

要支援・要介護認定者数 認定者数は年々増加しています。

- 2000年度:約256万人
- 2014年度:約606万人

約2.4倍!

介護の初期段階でかかる自己負担額

介護初期段階にかかる自己負担額は平均80万円

【初期段階で必要となる費用例】

- ・住宅改修費※
- ・福祉用具の購入費※
- ・介護者の交通費、宿泊費(遠方の場合) など

※公的介護保険制度により自己負担額は1割または2割

上記以外に個別の事情によりその他の費用が必要となります。

【注】公的介護保険の高額介護サービス費制度が適用されるケースについては、自己負担の上限額が適用されることがあります。

GLTD (任意加入型) (基本補償) の月々の保険料

加入対象者：会員事業所の事業主(法人の場合は役員)、従業員で保険始期日時時点で年齢が満64才までの方。

- てん補期間は65才に達した日まで(※)。ただし、免責期間の終了日の翌日から65才に達した日までの期間が3年に満たない被保険者については、てん補期間を3年とします。
- (※)65才に達した日とは、65才の誕生日の前日をいいます。
- 1口(月額10万円)あたりの保険料です。最高5口まで加入できます。
- 全員加入型と合算して、「加入口数×10万円×12」が年収の70%(経営者)または50%(従業員)以内になるように加入口数を設定してください。 [免責期間90日]

口数	1口		2口		3口		4口		5口	
	10万円/月	20万円/月	30万円/月	40万円/月	50万円/月	60万円/月	70万円/月	80万円/月	90万円/月	100万円/月
年齢/性別	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
15~24才	880円	568円	1,760円	1,136円	2,640円	1,704円	3,520円	2,272円	4,400円	2,840円
25~29才	933円	735円	1,866円	1,470円	2,799円	2,205円	3,732円	2,940円	4,665円	3,675円
30~34才	1,132円	1,040円	2,264円	2,080円	3,396円	3,120円	4,528円	4,160円	5,660円	5,200円
35~39才	1,475円	1,561円	2,950円	3,122円	4,425円	4,683円	5,900円	6,244円	7,375円	7,805円
40~44才	2,093円	2,450円	4,186円	4,900円	6,279円	7,350円	8,372円	9,800円	10,465円	12,250円
45~49才	2,972円	3,515円	5,944円	7,030円	8,916円	10,545円	11,888円	14,060円	14,860円	17,575円
50~54才	3,940円	4,443円	7,880円	8,886円	11,820円	13,329円	15,760円	17,772円	19,700円	22,215円
55~59才	4,687円	4,772円	9,374円	9,544円	14,061円	14,316円	18,748円	19,088円	23,435円	23,860円
60~64才	4,446円	4,071円	8,892円	8,142円	13,338円	12,213円	17,784円	16,284円	22,230円	20,355円

※年齢は、2018年10月1日時点の満年齢です。 ※精神障害補償特約、天災危険補償特約をセットしています。

●記載の保険料は団体割引20%を適用した場合の保険料です。なお、保険料のほかに加入事業者ごとに制度維持費70円が毎月加算されます。

親介護一時金支払特約 (オプション補償)

基本補償部分の被保険者またはその配偶者の親(以下、「特約被保険者」といいます)が要介護状態※となり、その要介護状態が要介護状態開始日からその日を含めて90日(フランチャイズ期間)を超えて継続した場合に、保険金をお支払いします。

※公的介護保険制度の「要介護2」以上の認定を受けた状態(公的介護保険制度の給付対象外となる場合は特約に定める基準による状態)をいいます。(要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護一時金支払特約)をセット)

■「特約被保険者」について

基本補償部分の被保険者またはその配偶者の親のうち、加入申込票にこの特約の被保険者として指定された方をいいます。1加入申込票で2名まで記入可能です。

■「健康に関する告知」について

基本補償部分の被保険者が特約被保険者(親)を代理して告知を行います。基本補償部分の被保険者が特約被保険者(親)に健康状態を確認し、その内容を代理告知しますので別居の場合でも簡便に手続きが可能です。

■特約保険料について

払い込みいただく保険料は特約被保険者(親)の年齢により異なります。特約被保険者:2018年10月1日時点で満20才以上89才以下の基本補償のご本人またはその配偶者の親 ※2名以上が加入される場合は、それぞれの年齢別保険料の合計となります(同一保険金額のご加入となります)。

【免責期間(フランチャイズ期間)90日】

オプションセット名	A	B
親介護一時金額	50万円	100万円
特約被保険者(親)年齢	月々の特約保険料	
20~24才	10円	10円
25~29才	10円	10円
30~34才	10円	10円
35~39才	10円	10円
40~44才	10円	10円
45~49才	10円	20円
50~54才	20円	30円
55~59才	40円	80円
60~64才	90円	180円
65~69才	210円	430円
70~74才	480円	970円
75~79才	1,070円	2,150円
80~84才	2,720円	5,440円
85~89才	5,560円	11,120円

※要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護一時金支払特約)をセットしています。

●記載の保険料は団体割引20%を適用した場合の保険料です。

お支払いする保険金のご説明【所得補償保険】

所得補償保険の普通保険約款、特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご参照ください。

1 普通保険約款の補償内容

ご注意

被保険者またはそのご家族が加入されている他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金がお支払されない場合があります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、契約の要否をご判断のうえ、ご加入ください。

※ 複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

1. 被保険者が、身体障害を被り、その直接の結果として保険期間中に就業不能になった場合に、被保険者が被った損失に対して保険金をお支払いします。
 2. 被保険者は、保険証券の「被保険者」欄に記載の方となります。
- (注) 保険金支払対象外の身体障害の影響などにより身体障害の程度が大きくなった場合は、その影響がなかったときに相当する就業不能期間に対して保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
所得補償 保 険 金	身体障害により、就業不能となった場合	$\boxed{\text{保険金額}} \times \boxed{\text{就業不能期間の月数}(\ast)}$ $+ \boxed{\text{保険金額}} \times \frac{\boxed{\text{就業不能期間のうち1か月に満たない期間の日数}}}{30}$ <p>(*) 1か月単位とし、1か月に満たない期間は切り捨てます。</p> <p>※ 保険証券に記載されたてん補期間が限度となります。</p> <p>※ 平均月間所得額が保険金額より小さい場合は、上記算式の「保険金額」を「平均月間所得額」に読み替えて適用します。</p> <p>※ 医学上重要な関係のある身体障害により、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月以内に再び就業不能になった場合は、前の就業不能と同一の就業不能として取り扱います。</p> <p>※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*)の合計額が、平均月間所得額を超えるときは、下記の額を就業不能期間1か月あたりの保険金としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の就業不能期間1か月あたりの支払責任額(*) ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、平均月間所得額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の就業不能期間1か月あたりの支払責任額(*)を限度とします。 <p>(*) 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</p>	<p>(1) 保険期間開始時（継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時）より前に就業不能の原因となった身体障害を被っていた場合については、保険金をお支払いできません。</p> <p>(2) 次のいずれかによる就業不能に対しては保険金をお支払いできません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失による身体障害 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による身体障害 ③ 治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用による身体障害 ④ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産による身体障害 ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動による身体障害※1 ⑥ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故による身体障害 ⑦ 上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染による身体障害 ⑧ むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2 ⑨ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被ったケガ <ul style="list-style-type: none"> ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ※3 <p style="text-align: right;">など</p> <p>(3) 被保険者が被った精神障害を原因として発生した就業不能または被保険者の妊娠もしくは出産を原因として発生した就業不能に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>(4) 特定疾病等補償対象外の条件でのお引受けとなった場合、「特定疾病等対象外特約」がセットされます。この場合、保険証券に記載されたケガまたは病気による就業不能に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>※1 テロ行為によって発生した身体障害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※2 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p> <p>※3 「天災危険補償特約(所得補償保険用)」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。</p>

<用語の解説>

【身体障害】とは

急激かつ偶然な外来の事故によるケガと病気（ケガ以外の身体の障害をいいます）をあわせて身体障害といいます。

【就業不能】とは

被保険者が身体障害を被り、次のいずれかの事由により保険証券に記載された業務に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者が身体障害に起因して死亡した後または身体障害が治癒した後は、就業不能とはいいません。

(1) その身体障害の治療(*)のため、入院していること。

(2) 上記(1)以外で、その身体障害につき、治療(*)を受けていること。

※ 「家事従事者特約」がセットされた場合、身体障害を被り、その身体障害の治療(*)のため入院していることにより、炊事、掃除、洗濯および育児などの家事に全く従事できない状態をいいます。

(*) 治療とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

【てん補期間】とは

免責期間終了日の翌日からその日を含めて保険証券に記載された期間をいいます。

【免責期間】とは

就業不能が開始した日からその日を含めて、継続して就業不能である保険証券に記載された日数をいい、この期間に対しては保険金をお支払いできません。

【就業不能期間】とは

てん補期間内における被保険者の就業不能の日数をいいます。

【平均月間所得額】とは

被保険者が就業不能となる直前12か月について、以下のとおり計算した額をいいます(*1)。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。

$$\text{平均月間所得額} = \frac{(\text{年間収入額}(*2)) - (\text{働けなくなったことにより支出を免れる金額}(*3))}{12(\text{か月})}$$

(*1) 被保険者が事業所得者の場合は、被保険者ご本人が働けなくなったことにより減少する売上高・経費等に応じて決定します。

(*2) 給与所得、事業所得または原稿料等の雑所得に係る税引き前の収入額で、利子所得、配当所得、不動産所得等は含みません。就労の有無にかかわらず得られる役員報酬等がある場合にはこれも含みません。

(*3) 被保険者が事業所得者の場合は、その事業に要する経費のうち、接待交際費・旅費交通費などをいいます。

(注) 「家事従事者特約」がセットされた場合、家事従事者の平均月間所得額は160,000円を限度とします。

2 補償条件に関する主な特約

普通保険約款の補償条件を拡大または制限する特約のうち主なものは下表のとおりです。

特約名	概 要
骨髄採取手術に伴う入院補償特約 (注)	骨髄採取手術を直接の目的として入院していることにより、保険証券に記載された業務に全く従事できない場合についても所得補償保険金をお支払いする特約です。 ※ 初年度契約については1年の待機期間があります。

(注) 全ての契約に自動セットされます。

契約概要のご説明(所得補償保険)

平成 28 年 4 月

重要事項のご説明

- ご加入に際して保険商品の内容をご理解いただくための事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、パンフレット、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)または保険証券(注)などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
- (注) ご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者に交付されます。
- 申込人と被保険者(補償の対象となる方)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

この書面における主な用語について説明します。

就業不能	身体障害を被り、医師の治療を受けていること(入院を含みます)により保険証券に記載された業務に全く従事できない状態をいいます。なお、死亡した後、または身体障害が治癒した後は就業不能状態に含みません。
身体障害	傷害(「ケガ」といいます)および疾病(「病気」といいます)をいいます。
平均月間所得額	被保険者が就業不能となる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。
平均所得額	お申込み直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。

1 商品の仕組み

(1) 商品の仕組み

所得補償保険は、被保険者が身体障害を被り、その直接の結果として就業不能となった場合に、被保険者が被った損失について保険金をお支払いする保険です。

(2) 被保険者の範囲

- ①所得補償保険は会社員や自営業者の方など、働いて収入(所得)を得ている方が被保険者となります。ここでいう所得とは、勤労により得られるものをいい、利息収入や家賃収入等は含まれません。
※「家事従事者特約」をセットすることにより、家事従事者(被保険者の家庭において、炊事、掃除、洗濯および育児等の家事を主として行っている方)を被保険者とすることができます。
- ②被保険者としてご加入できる方は、始期日時点における年齢が満 15 才から満 64 才までの方となります。65 才以上の方につきましては、引受保険会社または取扱代理店・扱者までお問合わせください。

2 基本となる補償、保険金額の設定等

(1) 保険金をお支払いする場合

主なものを記載しています。また、セットする特約により、「保険金をお支払いする場合」や「お支払いする保険金の額」が異なることがありますのでご注意ください。なお、所得補償保険金は被保険者の方にお支払いします。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合とお支払いする保険金の額
所得補償保険金	身体障害により、保険期間中に就業不能となった場合に、保険証券記載のてん補期間(注1)を限度とし、就業不能期間(注2)1か月について保険証券記載の保険金額をお支払いします。 ※1 平均月間所得額が保険金額より小さい場合は、平均月間所得額を就業不能期間1か月についての支払保険金の額とします。 ※2 就業不能期間が1か月に満たない場合または1か月未満の日数がある場合、その日数については1か月を30日とした日割計算により支払保険金の額を決定します。

(注1) 保険金をお支払いする限度日数で免責期間の終了日の翌日からその日を含めて保険証券に記載された期間をいいます。なお、免責期間とは就業不能が開始した日からその日を含めて、継続して就業不能である保険証券に記載された日数をいい、この期間に対しては保険金をお支払いできません。

(注2) てん補期間内における被保険者の就業不能の日数をいいます。

※既に存在していた身体の障害または病気の影響などにより身体障害の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

(2) 保険金をお支払いできない主な場合

主なものを記載しています。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。

- ①保険期間開始時(注)より前に就業不能の原因となった身体障害を被っていた場合は、保険金をお支払いできません。
※上記の取扱いは、「ご契約時に正しく告知をして契約した場合」または「ご契約時に自覚症状がない身体障害であってもそれが保険期間開始時(注)よりも前に被ったものである場合」にも適用されますのでご注意ください。ただし、保険期間開始時(注)からその日を含めて1年を経過した後に就業不能の原因となった身体障害を被った場合には、保険金をお支払いすることができます。
- (注) 継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。
- ②次のいずれかによる就業不能に対しては保険金をお支払いできません。

- ・治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用による身体障害
- ・被保険者の妊娠、出産、早産または流産による身体障害
- ・被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被ったケガ
 - ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間
 - イ. 道路交通法第 65 条第 1 項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間
- ・むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注) など

(注) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であってもレントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

- ③被保険者が被った精神障害を原因として発生した就業不能または被保険者の妊娠もしくは出産を原因として発生した就業不能に対しては、保険金をお支払いできません。
- ④特定疾病等補償対象外の条件で引受保険会社にご契約を引き受けた場合(「特定疾病等対象外特約」がセットされた場合)、保険証券等に記載されたケガまたは病気による就業不能に対しては保険金をお支払いできません。

(3) セットできる主な特約とその概要

ご希望によりセットできる特約を記載しています(別に定める保険料の払込みが必要な場合があります)。詳細および記載のない特約についてはパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。

特約の名称	特約の概要
骨髄採取手術に伴う入院補償特約(注)	骨髄採取手術を直接の目的として入院していることにより、保険証券に記載された業務に全く従事できない場合についても所得補償保険金をお支払いする特約です。 ※初年度契約については1年の待機期間があります。

(注) すべてのご契約に自動セットされます。

(4) 保険期間

お客さまの保険期間については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

(5) 保険金額の設定

- ①職業・職務により引受けの限度額があります。
- ②所得補償保険金額は、被保険者の加入する公的医療保険制度(健康保険法等法律に基づく医療保険制度をいいます)による給付内容や他の保険契約等の加入状況を勘案し、平均所得額の範囲内で、適正な額となるように設定してください。なお、所得補償保険金額が被保険者の平均月間所得額を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。
- ③被保険者が始期日時時点で満64才以上の場合には、保険期間終了後、継続してご加入できませんのであらかじめご了承ください。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料は、保険金額、職業・職務および年齢等により決まります。また、お客さまの保険料については、加入申込票をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法

お客さまの保険料の払込方法等については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。なお、解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還する場合があります。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

■ 保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

保険商品・契約内容に関するお問合わせ、保険会社等の連絡・相談・苦情窓口や事故時の連絡先については、「注意喚起情報のご説明」の **保険商品・契約内容に関するお問合わせについて**、**保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について** および **指定紛争解決機関について** をご確認ください。

■ご加入に際して申込人・被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報のご説明」に記載しています。加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。

■この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、パンフレット、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)または保険証券(注)などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

(注) ご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者に交付されます。

■申込人と被保険者(補償の対象となる方)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

この書面における主な用語は「契約概要のご説明」に記載していますのでご確認ください。

1告知義務(ご加入時にお申し出いただく事項)

(1) 申込人または被保険者になる方には、ご加入時に危険に関する重要な事項として、引受保険会社が告知を求めた項目(加入申込票上の「※」印の項目(告知事項))について、事実を正確に告知する義務(告知義務)があります。

(2) 故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合、ご契約を解除することや保険金をお支払いできないことがあります(注)ので、今一度、告知内容をご確認ください。

(注) 下記③に該当した場合は、ご契約を解除することがあります。

告知事項	①被保険者の生年月日、年令、職業・職務(注1) ②健康状態告知(注2)(注3) ③同じ被保険者について身体障害による就業不能に対して保険金が支払われる他の保険契約等(注4)の有無
------	---

(注1) 職種級別は、保険料の算出や保険金のお支払いに際し極めて重要な項目です。お申込みの際には改めてご確認ください。

〔職種級別表(抜粋)〕

基本級別	職業例
1級	会社役員・管理職(作業危険のない方)、一般事務員、医師、飲食店主、卸・小売店主・従業員(危険物を取り扱わない方)など
2級	研究者・技術者(危険物を取り扱わない方)、電気機械器具組立工(手工)、計器類修理工、食料品製造業者(手工)、理容師、料理人、電気機械器具組立工(機械工)、計器組立工、プラスチック製造成形・加工工(手工)、飲食料品製造業者(機械工)など
3級	金属彫刻工、竹細工・つる製品製造工(手工)、かわ製品製造業者(手工)、陶磁器成形工、化粧品製造工、板金工、製鋼工、鋳物工、金属工作機械工、建設業者、建設機械運転者など

※上記に記載のないご職業は、取扱代理店までお問合わせください。

(注2) 健康状態告知は、健康状態告知書質問事項をよくお読みのうえ、回答を「健康状態告知書質問事項回答欄」に正しくご記入ください。その際、必ず被保険者ご自身が回答内容について事実と相違ないことを確認のうえ、ご署名ください。また、回答内容により、契約をお引受けできない場合や、特別な条件付きでお引受けする場合がありますので、あらかじめご了承ください。なお、補償内容が拡大しない契約内容で継続する場合は告知事項とはなりません。

(注3) 健康状態告知について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、回答がなかった場合や回答内容が事実と異なっている場合には、保険期間の開始時(*)から1年以内であれば、ご契約を解除することがあります。また、保険期間の開始時(*)から1年を経過していても、回答がなかった事実または回答内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が、保険期間の開始時(*)から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。

(*) 継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。

(注4) 所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等を行い、団体契約、生命保険、共済契約を含みます。

2クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等について)

この保険は、ご契約のお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)はできません。ご契約内容をお確かめのうえ、お申込みください。

3複数のご契約があるお客さまへ

被保険者またはそのご家族が加入されている他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、契約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※1 複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

※2 補償が重複する可能性のある主な補償は、別紙「お支払いする保険金のご説明」をご確認ください。

4現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約

(1) 現在のご契約について解約、減額などをする場合の不利益事項

多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込み保険料の合計額よりも少ない金額となります。

(2) 新たな契約(所得補償保険)の申込みをする場合のご注意事項

①被保険者の健康状態などにより、新たな契約をお引受けできない場合があります。

②新たな契約の保険期間の開始日より前に就業不能の原因となった身体障害を被っていた場合、保険金をお支払いできないことがあります。

③新たな契約の始期日における被保険者の年令により計算した保険料(注)を適用し、新たな契約の普通保険約款・特約を適用します。そのため、新たな契約の商品内容が、現在のご契約と異なることがあります。

(注) 保険料の改定により、同じ年令でも保険料が異なることがあります。

5通知義務(ご加入後にご連絡いただく事項)

(1) 申込人または被保険者には以下に記載する通知事項が発生した場合、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社に連絡する義務(通知義務)があります。申込人または被保険者の故意や重大な過失により、次の通知事項について遅滞なく連絡していただかなかった場合、保険金を削減してお支払いすることがありますのでご注意ください。

- (2) ご加入後、次の事項が発生した場合には、ご契約内容の変更等が必要となります。遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

- ①特約の追加など、契約条件を変更する場合
 ②ご加入時に保険金額を平均所得額より高く設定していたことが判明した場合
 ③ご加入後に所得の平均所得額が著しく減少した場合

6 補償の開始・終了時期

- (1) 補償の開始：始期日の午前0時（継続の場合は午後4時）に始まります。
 (2) 補償の終了：満期日の午後4時に終わります。

7 保険金をお支払いできない主な場合

「契約概要のご説明」**2**基本となる補償、保険金額の設定等 (2) 保険金をお支払いできない主な場合をご確認ください。

8 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合には、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までお申し出ください。

- (1) 解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
 (2) 始期日から解約日までの期間に応じて払い込むべき保険料の払込状況により、追加の保険料を請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

9 被保険者からの解約

被保険者が保険契約者以外の方の場合、保険契約者との間に別段の合意があるときを除き、被保険者は保険契約者にご契約の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はご契約を解約しなければなりません。詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

※解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。

10 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。

11 個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社（海外にあるものを含む）が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。

詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険（株）のホームページをご覧ください。<http://www.aioinissaydowa.co.jp/>

<その他ご注意いただきたいこと>

■ご契約内容および事故報告内容の確認について

保険金のお支払いが迅速かつ確実に行われるよう同一事故にかかるご契約の状況や保険金請求の状況等について、損害保険会社等間で確認を行うことがありますのであらかじめご了承ください。

■無効・取消し・失効について

- (1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合、この保険契約は無効となり、既に払い込んだ保険料は返還できません。
 (2) 保険契約者、被保険者または保険金受取人の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなる場合があります。この場合、既に払い込んだ保険料は返還できません。
 (3) 被保険者が死亡した場合や身体障害以外の原因で業務に従事できなくなった場合等については、この保険契約は失効となります。この場合、既に払い込んだ保険料は普通保険約款・特約に定める規定により返還します。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

■重大事由による解除

下記のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。

- (1) 保険契約者、被保険者、保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的として身体障害を発生させた場合
 (2) 保険契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 (3) 被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合

など

■税法上の取扱い（平成30年7月現在）

保険料負担者が個人の場合、払い込んだ保険料のうち、ご契約内容により所定の金額について、税法上の生命保険料控除の対象となります。

※上記「税法上の取扱い」は、今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。

■請求権等の代位について

所得補償保険金について、損失が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合に、引受保険会社はその損失に対して保険金をお支払いしたときは、その債権は引受保険会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ①引受保険会社が損失の額の全額を保険金としてお支払いした場合

被保険者が取得した債権の全額

- ②上記①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金をお支払いしていない損失の額を差し引いた額

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

※ 所得補償保険金のお支払いの前に、被保険者が第三者から損害賠償を受け、その損害賠償に所得補償保険金に相当する額が含まれている場合は、引受保険会社はその額を差し引いた損失の額に対して所得補償保険金をお支払いします。

■ 事故が発生した場合

1 事故の発生

- (1) 事故が発生した場合には、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡が遅れた場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- (2) 他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。
- (3) 補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損失に対して既に支払われた保険金の有無によって、引受保険会社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

<引受保険会社がお支払いする保険金の額>（注1）

①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の就業不能1か月あたりの支払責任額（注2）をお支払いします。

②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、平均月間所得額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額をお支払いします。ただし、この保険契約の就業不能1か月あたりの支払責任額（注2）を限度とします。

（注1）お支払いする保険金の額や他の保険契約等の保険金の支払条件によっては、上記と異なる場合があります。

（注2）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

2 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金受取人は、<別表「保険金請求書類」>のうち引受保険会社が求める書類を提出する必要があります。なお、必要に応じて<別表「保険金請求書類」>以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

3 保険金のお支払時期

引受保険会社は被保険者または保険金受取人より保険金請求書類の提出を受けた後その日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる事項の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、引受保険会社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

4 保険金の代理請求

被保険者に保険金を請求できない次のような事情がある場合に、下記【被保険者の代理人となりうる方】が被保険者の代理人として保険金を請求することができる制度（「代理請求制度」といいます）があります（被保険者に法定代理人がいる場合や第三者に保険金の請求を委任している場合は、この制度は利用できません）。

●保険金等の請求を行う意思表示が困難であると引受保険会社が認めた場合

●引受保険会社が認める傷病名等の告知を受けていない場合 など

【被保険者の代理人となりうる方】

①被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）

②上記①の方がいない場合や、上記①の方が保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③上記①および②の方がいない場合や、上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者（注）または上記②以外の3親等内の親族

（注）法律上の配偶者に限ります。

万一、被保険者が保険金を請求できない場合に備えて、上記に該当する方々にご契約の存在や代理請求制度の概要等をお知らせくださるようお願いいたします。被保険者の代理人からの保険金の請求に対して引受保険会社が保険金をお支払いした後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、引受保険会社は保険金をお支払いできません。

5 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

<別表「保険金請求書類」>

(1)	保険金請求書（個人情報の取扱いに関する同意を含みます）		
(2)	引受保険会社の定める傷害（疾病・損害など）状況報告書 ※事故日時、発生場所、原因等を申告する書類をいいます。また、事故状況を確認するためにこの報告書の他、(4)に掲げる書類も必要な場合があります。		
(3)	保険金の請求権をもつことの確認書類		
	書類の例	・印鑑証明書、資格証明書	・戸籍謄本
		・委任状	・未成年者用念書
			など
(4)	所得に関する保険金を請求する場合に必要な書類		
	① 保険事故の発生を示す書類		
	書類の例	・公的機関が発行する証明書（事故証明書など）	
			など
	② 保険金支払額の算出に必要な書類		
	書類の例	・引受保険会社の定める診断書	
		・所得確認書類（注）（源泉徴収票、確定申告書、決算書など）	
		（注）事業主費用補償特約をセットした場合は費用を負担した額を証明する書類（代行者の貸金台帳など）となります。	
			など
	③ その他の書類		
	書類の例	・調査同意書（事故またはケガ・病気などの調査を行うために必要な同意書）	
			など

＜ご加入いただく内容に関する確認事項(ご意向の確認)＞

この保険商品およびご契約プランは、引受保険会社で把握したお客さま情報およびご意向に基づき提案させていただいております。加入申込票にご記入の内容が、最終的にお客さまのご意向に沿った内容であるか再度ご確認、ご了解のうえご加入ください。また、払い込む保険料が正しいものとなるよう保険料算出に関わる事項などについてもご確認ください。その結果、修正すべき点があった場合は、加入内容を訂正させていただきます。なお、ご不明な点などございましたら保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

●今回お申込みのご契約についてご確認をお願いします。

1. 被保険者に関する「氏名」「生年月日」「年齢」「性別」「職業・職務」について、すべて正しい内容となっていることをご確認ください。
2. 「他の保険契約等」「保険金請求歴」について、正しい内容となっていることをご確認ください。
3. 下記項目について、お客さまのご意向どおりとなっていることをご確認ください。

- ① 補償内容（お支払いする保険金、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない場合など）
- ② 保険金額（ご契約金額）（型やパターンなど）
- ③ 被保険者の範囲（ご本人のみの補償）

※保険期間、保険料に関する事項および契約者配当金制度の有無については「契約概要のご説明」に記載のとおりの設定であることをご確認ください。

4. 所得補償保険金額は、平均所得額の範囲内で設定されていることをご確認ください。

※所得補償保険金額の設定については、「契約概要のご説明」²基本となる補償、保険金額の設定等（5）保険金額の設定をご確認ください。

5. 補償の重複する可能性のある他のご契約の有無をご確認いただき、ご契約の可否をご確認ください。

●現在ご加入のご契約（満期を迎えるご契約）にご不明な点がある場合には、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお申し出ください。

保険商品・契約内容に関するお問い合わせについて

【取扱代理店・扱者】

【電話番号】

※おかけ間違いにご注意ください。

保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

お問い合わせ、ご相談・苦情がある場合は

0120-101-060 (無料)

【受付時間】 平日 9:00～17:00

(土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます)

※ご加入の団体名(全国商工会連合会)をお知らせください。

「加入者証」等をお持ちの場合、お手元にご用意ください。

※一部のご用件は営業店等からのご対応となります。

事故が発生した場合は

遅滞なくご契約の取扱代理店または下記にご連絡ください。

あんしん24受付センター

0120-985-024 (無料)

※受付時間[24時間 365日]

※IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。

※おかけ間違いにご注意ください。

指定紛争解決機関について

引受保険会社との間で問題を解決できない場合は

一般社団法人日本損害保険協会のお客さま対応窓口で、損害保険に関する一般のご相談に対応しています。

また、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社の業務に関連する苦情の受付や紛争解決の支援を行っています。

そんぽADRセンター(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)

[ナビ
ダイヤル] **0570-022-808**

(全国共通・通話料有料)

※受付時間[平日 9:15～17:00(土・日・祝日および年末年始を除きます)]

※携帯電話からも利用できます。

※IP電話からは **03-4332-5241** におかけください。

※おかけ間違いにご注意ください。

※詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

<http://www.sonpo.or.jp/efforts/adrl>

＜引受保険会社＞

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

重要事項のご説明

契約概要のご説明(団体長期障害所得補償保険)

平成 29 年 10 月

■ご加入に際して保険商品の内容をご理解いただくための事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。

■この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券および協定書（注）などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

（注）ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者に交付されます。また、協定書は引受保険会社と保険契約者との間で取り交わしています。

■申込人と被保険者（補償の対象となる方）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

この書面における主な用語について説明します。

危険	身体障害の発生の可能性をいいます。
協定書	保険契約締結の際、引受保険会社と保険契約者の間で協議のうえ保険契約の内容を定める書類をいいます。
最高保険金支払月額	1 被保険者について、1 か月あたりの保険金支払の最高限度となる協定書に記載された金額をいいます。
支払基礎所得額	保険金の算出の基礎となる協定書に記載された所得の額をいいます。
就業障害	身体障害を被り、就業に支障が発生している協定書に記載された状態をいいます。なお、死亡した後は就業障害とはいいません。
所得	業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は所得に含まれません。
身体障害	傷害（「ケガ」といいます）または疾病（「病気」といいます）をいいます。また、ケガにはケガの原因となった事故を含みます。
てん補期間	引受保険会社が保険金をお支払いする限度とする期間で免責期間終了日の翌日からその日を含めて協定書に記載された期間をいいます。
免責期間	保険金をお支払いできない協定書に記載された就業障害が継続する期間をいいます。
平均月間所得額	就業障害が開始した日の属する月の直前 12 か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。
約定給付率	保険金の算出の基礎となる協定書に記載された率をいいます。

1 商品の仕組み

(1) 商品の仕組み

団体長期障害所得補償保険は、身体障害による就業障害時の損失を補償する保険です。

※基本となる補償部分を解約し、補償が終了した場合等は、その契約にセットされた特約（親介護一時金支払特約等）の補償も終了します。

(2) 被保険者の範囲

- ①基本となる補償部分の被保険者は、会社員の方など、働いて収入（所得）を得ている方で、事前に保険契約者と協定した範囲の方のうち、始期日時点における年齢が満 15 才から満 64 才までの方となります。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
- ②親介護一時金支払特約の被保険者（以下、「特約被保険者」といいます）は、上記①の基本となる補償部分の被保険者またはその配偶者の親に限ります。また、加入できる特約被保険者の年齢が決まっています。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

2 基本となる補償、支払基礎所得額および保険金額の設定等

(1) 保険金をお支払いする場合

主なものを記載しています。詳細はパンフレット等の該当箇所、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）および協定書をご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
基本となる補償の保険金	身体障害を被り、その直接の結果として保険期間中に就業障害が開始した場合に、てん補期間中の就業障害である期間 1 か月について、支払基礎所得額を基に協定書に記載の方法により算出した額を保険金としてお支払いします。ただし、てん補期間中の就業障害である期間 1 か月について、被保険者 1 名につき最高保険金支払月額を限度とします。 ※てん補期間中における就業障害である期間が 1 か月に満たない場合または 1 か月未満の日数がある場合、その日数については 1 か月を 30 日とした日割計算により保険金の額を決定します。

※保険金支払対象外の身体障害の影響などにより、保険金を支払うべき身体障害の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

(2) 保険金をお支払いできない主な場合

主なものを記載しています。詳細はパンフレット等の該当箇所、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）および協定書をご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いできない主な場合
基本となる補償の保険金	①保険期間開始時（注 1）より前に就業障害の原因となった身体障害を被っていた場合（注 2）は保険金をお支払いできません。ただし、協定書に別の定めがある場合を除きます。 ②次のいずれかによって被った身体障害による就業障害に対しては保険金をお支払いできません。 ・ 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ・ 闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ・ 治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用 ・ むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの（注 3） ・ 自動車等の無資格運転中、酒気帯び運転中のケガ ・ 発熱等の他覚的症候のない感染 ・ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波（注 4） ・ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ・ 被保険者が被った精神障害（注 5） ③健康状態告知の回答内容等により補償対象外とする病気等（保険証券に記載されます）による就業障害は保険

	金をお支払いできません。	など
--	--------------	----

- (注1) 継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間開始時となります。
- (注2) この取扱いは、「ご契約時に正しく告知をして契約した場合」または「ご契約時に自覚症状がない身体障害であってもそれが保険期間開始時（注1）よりも前に被ったものである場合」にも適用されますのでご注意ください。
- (注3) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- (注4) 「天災危険補償特約」をセットした場合、保険金お支払いの対象となります。
- (注5) 「精神障害補償特約」をセットした場合、保険金お支払いの対象となります。

(3) セットできる主な特約とその概要

ご希望によりセットできる主な特約の詳細については、パンフレット等の該当箇所、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）および協定書をご確認ください。

(4) 保険期間

お客さまの保険期間については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

(5) 支払基礎所得額および保険金額の設定

支払基礎所得額および保険金額の設定については、以下の点にご確認ください。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。また、お客さまの支払基礎所得額および保険金額については、加入申込票をご確認ください。

- ① 支払基礎所得額は次のとおり設定してください。なお、支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額を超える場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

定額型	所得の平均月間額に対して次の範囲内となるよう設定してください。 ・健康保険、共済保険の加入者（給料所得者など）：50% ・国民健康保険の加入者（自営業の方など）：70%
-----	--

- ② 親介護一時金支払特約の保険金額は引受けの限度額があります。

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料は、支払基礎所得額、保険金額、年齢、性別、免責期間、てん補期間等によって決まります。お客さまの保険料については、加入申込票をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法

お客さまの保険料の払込方法等については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。なお、解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還する場合があります。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

■ 保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

保険商品・契約内容に関するお問合わせ、保険会社等の連絡・相談・苦情窓口や事故時の連絡先については、「注意喚起情報のご説明」の **保険商品・契約内容に関するお問合わせについて**、**保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について** および **指定紛争解決機関について** をご確認ください。

- ご加入に際して申込者・被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報のご説明」に記載しています。加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券または協定書（注）などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
（注）ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者に交付されます。また、協定書は引受保険会社と保険契約者との間で取り交わしています。
- 申込者と被保険者（補償の対象となる方）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。この書面における主な用語は「契約概要のご説明」に記載していますのでご確認ください。

1告知義務（ご加入時にお申し出いただく事項）

- （1）申込者または被保険者になる方には、ご加入時に危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めた項目（加入申込票上の「※」印の項目（告知事項））について、事実を正確に告知する義務（告知義務）があります。
- （2）故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合、ご契約を解除することや保険金をお支払いできないことがあります（次の③に該当した場合は、ご契約を解除することがあります）ので、今一度、告知内容をご確認ください。

告知事項	①被保険者の生年月日、年齢、性別 ②被保険者の健康状態告知（注1）（注2）（注3）（注4） ③同じ被保険者について身体障害による就業障害に対して保険金が支払われる他の保険契約等（注5）の有無
------	---

- （注1）健康状態告知は、質問事項をよくお読みになったうえ、回答を「回答欄」に正しくご記入ください。その際、必ず被保険者ご自身が回答内容について事実と相違ないことを確認のうえ、ご署名ください。また、回答内容により、契約をお引受けできない場合や、特別な条件付きでお引受けする場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- （注2）親介護一時金支払特約をセットする場合の健康状態告知の回答にあたっては、基本となる補償部分の被保険者が必ず特約被保険者の方に質問事項と「健康状態告知についてのご案内」に記載された事項をすべて説明し、特約被保険者に確認した回答内容をそのままご記入ください。
※基本となる補償部分の被保険者が、親介護一時金支払特約の特約被保険者を代理してご回答ください。
- （注3）継続契約については、補償内容が拡大しない契約内容で継続する場合は告知事項とはなりません。
- （注4）保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、回答がなかった場合や回答内容が事実と異なっている場合には、保険期間の開始時（*）から1年以内であれば、ご契約を解除することがあります。また、保険期間の開始時（*）から1年を経過していても、回答がなかった事実または回答内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が、保険期間の開始時（*）から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
（*）継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。
- （注5）所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、いずれも団体契約、生命保険、共済契約を含みます。

2クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等について）

この保険は、ご契約のお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）はできません。ご契約内容をお確かめのうえ、お申込みください。

3複数のご契約があるお客さまへ

被保険者またはそのご家族が加入されている他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。
補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、加入の可否を判断のうえ、ご加入ください。

※1 複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

※2 補償が重複する可能性のある主な補償は、別紙「お支払いする保険金のご説明」をご確認ください。

4現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約

- （1）現在のご契約について解約、減額などをする場合の不利益事項
多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込み保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- （2）新たな契約（団体長期障害所得補償保険）の申込みをする場合のご注意事項
 - ①被保険者の健康状態などにより、新たな契約をお引受けできない場合があります。
 - ②新たな契約の保険期間の開始日より前に就業障害の原因となった身体障害を被っていた場合、保険金をお支払いできないことがあります。
 - ③新たな契約の始期日における被保険者の年齢により計算した保険料（注）を適用し、新たな契約の普通保険約款・特約を適用します。そのため、新たな契約の商品内容が、現在のご契約と異なることがあります。
（注）保険料の改定により、同じ年齢でも保険料が異なることがあります。

5通知義務等（ご加入後にご連絡いただく事項）

ご加入後、次の事項が発生した場合には、ご契約内容の変更等が必要となります。遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

- ①ご契約時に支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額を保険契約締結直前12か月における被保険者の所得の平均月間額より高く設定していたことが判明した場合
- ②ご契約後に被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合

6補償の開始・終了時期

- （1）補償の開始：始期日の午後4時（保険申込書に異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に始まります。
- （2）補償の終了：満期日の午後4時に終わります。

7保険金をお支払いできない主な場合

「契約概要のご説明」**2基本となる補償、支払基礎所得額および保険金額の設定等**（2）保険金をお支払いできない主な場合をご確認ください。

8 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までお申し出ください。

- (1) 解約の条件によって、解約日から満期日までの期間等に応じて、解約返れい金を返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- (2) 始期日から解約日までの期間に応じて払い込むべき保険料の払込状況により、追加の保険料を請求する場合があります。追加で請求したに関わらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

9 被保険者からの解約

被保険者が保険契約者以外の方の場合、保険契約者との間に別段の合意があるときを除き（注）、被保険者は保険契約者に対しこの保険契約の解約を求めることができます。この場合、保険契約者は、引受保険会社に対する通知をもって、その保険契約を解約しなければなりません。※解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。

（注）親介護一時金支払特約の場合は、次の①から⑥のいずれかに該当するときにいいます。

- ① この保険契約の被保険者となることについての同意をしていなかった場合（*）
 - ② 以下に該当する行為のいずれかがあった場合
 - ・ 保険契約者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社にご契約に基づく保険金を支払わせることを目的として要介護状態を発生させ、または発生させようとした場合
 - ・ 保険金を受け取るべき方が、その保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
 - ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合
 - ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - ⑤ 保険契約者または保険金を受け取るべき方が、上記②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの方に対する信頼を損ない、その保険契約の存続を困難とする重大な事象を発生させた場合
 - ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了などにより、その保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
- （*）その被保険者は、引受保険会社に対する通知をもって、保険契約を解約することができます。その際は本人であることを証明する書類を提出してください。

10 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

11 個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社（海外にあるものを含む）が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険（株）のホームページをご覧ください。<http://www.aioinissaydowa.co.jp/>

<その他ご注意いただきたいこと>

■ご契約内容および事故報告内容の確認について

事故について保険金のお支払いが迅速かつ確実に行われるよう同一事故にかかるご契約の状況や保険金請求の状況等について、損害保険会社等間で確認をさせていただく場合がありますのであらかじめご了承ください。

■無効・取消し・失効について

- (1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合、この保険契約は無効となり、既に払い込んだ保険料は返還できません。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金受取人の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなる場合があります。この場合、既に払い込んだ保険料は返還できません。
- (3) 次のいずれかの場合は、この保険契約は失効となります。この場合、普通保険約款・特約に定める規定により保険料を返還または請求します。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
 - ① 被保険者が死亡した場合
 - ② 身体障害以外の原因で業務に従事できなくなった場合
 - ③ 親介護一時金支払特約の特約被保険者が、保険期間中に要介護状態となり、その要介護状態が保険証券に記載のフランチャイズ期間を超えて継続した場合

■重大事由による解除

次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。

- (1) 保険契約者、被保険者、保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的として身体障害等を発生させた場合
- (2) 保険契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- (3) 被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合
- (4) 親介護一時金支払特約をセットした場合、複数の保険契約に加入することで特約被保険者の保険金額の合計額が著しく過大となる時 など

■税法上の取扱い（平成30年7月現在）

保険料負担者が個人の場合、払い込んだ保険料のうち、ご契約内容により所定の金額について、税法上の生命保険料控除の対象となります。※上記「税法上の取扱い」は、今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。

■請求権等の代位について

保険金について、損失が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、引受保険会社はその損失に対して保険金をお支払いしたときは、その債権は引受保険会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- (1) 引受保険会社が損失の額の全額を保険金としてお支払いした場合：被保険者が取得した債権の全額
- (2) 上記（1）以外の場合：被保険者が取得した債権の額から、保険金をお支払いしていない損失の額を差し引いた額

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

※保険金のお支払いの前に、被保険者が第三者から損害賠償を受け、その損害賠償に保険金に相当する額が含まれている場合は、引受保険会社はその額を差し引いた損失の額に対して保険金をお支払いします。

■ 事故が発生した場合

1 事故の発生

- 事故が発生した場合には、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡が遅れた場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- 他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。
- 補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損失に対して既に支払われた保険金の有無によって、引受保険会社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

<引受保険会社がお支払いする保険金の額>（注1）

- ①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額（注2）をお支払いします。
 - ②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた額をお支払いします。ただし、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額（注2）を限度とします。
- （注1）お支払いする保険金の額や他の保険契約等の保険金の支払条件によっては、上記と異なる場合があります。詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。
- （注2）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

2 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金受取人は、<別表「保険金請求書類」>のうち引受保険会社が求める書類を提出する必要があります。なお、必要に応じて<別表「保険金請求書類」>以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

3 保険金のお支払時期

引受保険会社は被保険者または保険金受取人より保険金請求書類の提出受領後その日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる事項の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、引受保険会社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

4 保険金の代理請求

被保険者に保険金を請求できない次のような事情がある場合に、下記【被保険者の代理人となりうる方】が被保険者の代理人として保険金を請求することができる制度（「代理請求制度」といいます）があります（被保険者に法定代理人がいる場合や第三者に保険金の請求を委任している場合は、この制度は利用できません）。

- 保険金等のご請求を行う意思表示が困難であると引受保険会社が認めた場合
- 引受保険会社が認める傷病名等の告知を受けていない場合 など

【被保険者の代理人となりうる方】

- ①被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
- ②上記①の方がいない場合や、上記①の方が保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③上記①および②の方がいない場合や、上記①および②の方が保険金を請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者（注）または上記②以外の3親等内の親族

（注）法律上の配偶者に限ります。

万一、被保険者が保険金を請求できない場合に備えて、上記に該当する方々にご契約の存在や代理請求制度の概要等をお知らせくださるようお願いいたします。被保険者の代理人からの保険金の請求に対して引受保険会社が保険金をお支払いした後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、引受保険会社は保険金をお支払いできません。

5 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）および協定書をご確認ください。

<別表「保険金請求書類」>

(1)	保険金請求書（個人情報の取扱いに関する同意を含みます）	
(2)	引受保険会社の定める傷害（疾病・損害など）状況報告書 ※事故日時、発生場所、原因等を申告する書類をいいます。また、事故状況を確認するためにこの報告書の他、(4)～(5)に掲げる書類も必要な場合があります。	
(3)	保険金の請求権をもつことの確認書類 書類の例 ・ 印鑑証明書、資格証明書 ・ 戸籍謄本 ・ 委任状 ・ 未成年者用念書 など	
(4)	所得に関する保険金を請求する場合に必要な書類	
	① 保険事故の発生を示す書類	
	書類の例 ・ 公的機関が発行する証明書（事故証明書など）	など
	② 保険金支払額の算出に必要な書類	
	書類の例 ・ 引受保険会社の定める診断書 ・ 所得確認書類（源泉徴収票、確定申告書、決算書など）	など
	③ その他の書類	
	書類の例 ・ 調査同意書（事故またはケガ・病気などの調査を行うために必要な同意書）	など
(5)	介護一時金を請求する場合に必要な書類	
	① 保険事故の発生を示す書類	
	書類の例	・ 要介護状態の内容を証明する医師の診断書および診療報酬明細書または公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類 など （注）公的介護保険制度を定める法令の規定による被保険者証、公的介護保険制度の要介護認定等の申請に要した書類の写しおよび被保険者が受領した公的介護保険制度の要介護認定等に関する通知書その他要介護状態区分を証明する書類をいいます。
	② その他の書類	
	書類の例	・ 他の保険契約等がある場合はその内容がわかるもの ・ 調査同意書（引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な同意書） など

<ご加入いただく内容に関する確認事項（ご意向の確認）>

この保険商品およびご契約プランは、引受保険会社で把握したお客さま情報およびご意向に基づき提案させていただいております。加入申込票にご記入の内容が、最終的にお客さまのご意向に沿った内容であるか再度ご確認、ご了解のうえご加入ください。また、払い込む保険料が正しいものとなるよう保険料算出に関わる事項などについてもご確認ください。その結果、修正すべき点があった場合は、加入内容を訂正させていただきます。なお、ご不明な点などございましたら保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

●今回お申込みのご契約についてご確認をお願いします。

1. 被保険者に関する「生年月日」「年令」「性別」について、すべて正しい内容となっていることをご確認ください。

2. 「他の保険契約等」について、正しい内容となっていることをご確認ください。
 3. 下記項目について、お客さまのご意向どおりとなっていることをご確認ください。
 - ①補償の内容（お支払いする保険金、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない場合など）
 - ②支払基礎所得額・最高保険金支払月額・約定給付率・保険金額
 - ③被保険者の範囲（ご本人のみの補償）（注）
（注）親介護一時金支払特約をセットした場合は、基本となる補償部分の被保険者またはその配偶者の親のうち、加入申込票で指定された方が特約被保険者となります。
※保険期間、保険料に関する事項および契約者配当金制度の有無については「契約概要のご説明」に記載のとおりのご設定であることをご確認ください。
 4. 支払基礎所得額が平均所得額の範囲内で設定されていることをご確認ください。
※支払基礎所得額の設定については「契約概要のご説明」[2](#)基本となる補償、支払基礎所得額および保険金額の設定等（5）支払基礎所得額および保険金額の設定をご確認ください。
 5. 補償の重複する可能性のある他のご契約の有無をご確認いただき、ご契約の要否をご確認ください。
- 現在ご加入のご契約（満期を迎えるご契約）にご不明な点がある場合には、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお申し出ください。

保険商品・契約内容に関するお問い合わせについて

パンフレットに記載の「ご相談・お問い合わせ先」をご確認ください。

保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

お問い合わせ、ご相談・苦情がある場合は

0120-101-060（無料）

【受付時間】 平日 9:00～17:00

（土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます）

※ご加入の団体名（全国商工会連合会）をお知らせください。

「加入者証」等をお持ちの場合、お手元にご用意ください。

※一部のご用件は営業店等からのご対応となります。

事故が発生した場合は

遅滞なくご契約の取扱代理店または下記にご連絡ください。

あんしん24受付センター

0120-985-024（無料）

※受付時間[24時間365日]

※IP電話からは **0276-90-8852**（有料）におかけください。

※おかけ間違いにご注意ください。

指定紛争解決機関について

引受保険会社との間で問題を解決できない場合は

一般社団法人日本損害保険協会のお客さま対応窓口で、損害保険に関する一般的なご相談に対応しています。

また、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社の業務に関連する苦情の受付や紛争解決の支援を行っています。

そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）

**[ナビ
ダイヤル] 0570-022-808**

（全国共通・通話料有料）

※受付時間[平日 9:15～17:00（土・日・祝日および年末年始を除きます）]

※携帯電話からも利用できます。

※IP電話からは **03-4332-5241** におかけください。

※おかけ間違いにご注意ください。

※詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

<http://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/>

<引受保険会社>

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

お支払いする保険金のご説明【団体長期障害所得補償保険】

団体長期障害所得補償保険の普通保険約款、特約または協定書の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）または協定書をご参照ください。

※ご契約のしおり（普通保険約款・特約）は保険契約者にお渡しいたします。また、協定書は保険契約者と引受保険会社との間で取り交わしております。

1 普通保険約款の補償内容

<ご注意>

被保険者またはそのご家族が加入されている他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、契約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※ 複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

1. 被保険者（補償の対象となる方）が身体障害を被り、その直接の結果として保険期間中に就業障害が開始した場合に限り、てん補期間中の就業障害である期間に対して、保険金の算出の基礎となる支払基礎所得額を基に協定書記載の方法により算出した額を保険金としてお支払いします。
2. 被保険者は協定書に規定された方となります。
3. 保険金支払対象外の身体障害の影響などにより、保険金を支払うべき身体障害の程度が大きくなった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
<p>身体障害により、就業障害となった場合</p>	<p style="text-align: center;"> 支払基礎所得額 × 所得喪失率 × 約定給付率 (100%) </p> <p>※ お支払いする保険金の額は、てん補期間中の就業障害である期間1か月について、協定書に定める最高保険金支払月額を限度とします。</p> <p>※ 協定書に定めるてん補期間を限度とします。</p> <p>※ 支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額を超える場合は、平均月間所得額を約定給付率で割った額を支払基礎所得額とします。</p> <p>※ てん補期間中における就業障害である期間が1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。</p> <p>※ 同一の身体障害により、免責期間を超える就業障害が終了した日からその日を含めて6か月以内に再び就業障害となった場合は、前の就業障害と同一の就業障害として取り扱います。</p> <p>※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*)の合計額が、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額を超えるときは、下記の額を就業障害である期間1か月あたりの保険金としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額(*) ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額から、他の保険契約等から支払われた就業障害である期間1か月あたりの保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額(*)を限度とします。 <p>(*)他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</p>	<p>(1) 新規加入日から12か月以内に就業障害になった場合、就業障害の原因となった身体障害について、新規加入日前12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき、治療のために服薬していたとき、または、通常は医師に診察を受けるような症状が現れていたときは、保険金をお支払いできません。</p> <p>(2) 次のいずれかの就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によって被った身体障害による就業障害 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって被った身体障害による就業障害 ③ 治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害による就業障害 ④ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動によって被った身体障害による就業障害※1 ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った身体障害による就業障害※2 ⑥ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性によって被った身体障害による就業障害 ⑦ 上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染によって被った身体障害による就業障害 ⑧ むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないものによる就業障害※3 ⑨ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被ったケガによる就業障害 <ul style="list-style-type: none"> ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ⑩ 被保険者が被った精神障害を原因として発生した就業障害※4 ⑪ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって被った身体障害による就業障害 ⑫ 発熱等の他覚的症候のない感染による就業障害※5 <p style="text-align: right;">など</p> <p>(3) 健康に関する告知の回答内容等により補償対象外とする病気等（保険証券等に記載されます。）による就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>※1 テロ行為によって発生した身体障害に関しては、自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※2 「天災危険補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p> <p>※4 「精神障害補償特約」がセットされた場合、平成6年10</p>

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		<p>月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目(*)中の次の分類番号に該当する精神障害(統合失調症、躁(そう)病、うつ病等)を原因として発生した就業障害は保険金のお支払い対象となります。</p> <p>(1) F 04～F 09 (2) F 20～F 51 (3) F 53～F 54 (4) F 59～F 63 (5) F 68～F 69 (6) F 84～F 89 (7) F 91～F 92 (8) F 95 (9) F 99</p> <p>(*)分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD - 10(2003 年度版)準拠」によります。</p> <p>※5 病原体が生体内に侵入、定着、増殖することをいいます。</p>

<用語の説明>

【回復所得額】とは

免責期間開始以降に業務に復帰して得た所得の額をいいます。ただし、免責期間開始時点と比べて物価の変動があった場合には、物価の変動による影響がなかったものとして算出します。

【最高保険金支払月額】とは

1 被保険者について、1 か月あたりの保険金支払の最高限度となる協定書に記載された金額をいいます。

【支払基礎所得額】とは

保険金の算出の基礎となる額をいい、 $\boxed{\text{1口あたり保険金額}} \times \boxed{\text{加入口数}}$ によって算出した額となります。

【所得】とは

業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害となることにより支出を免れる金額を差し引いたものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は所得に含みません。

【所得喪失率】とは

次の算式によって算出された割合をいいます。

$$\boxed{\text{割合}} = 1 - \frac{\boxed{\text{免責期間終了日の翌日から起算した各月における回復所得額}}}{\boxed{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}}$$

ただし、所得の額につき給与体系の著しい変動その他の特殊な事情の影響があった場合、または身体障害の程度や収入の状況の勘察が必要な場合は、所得喪失率の算出につき公正な調整を行うものとします。

【就業障害】とは

被保険者が身体障害を被り、その直接の結果として就業に支障が発生している協定書に記載された状態をいいます。てん補期間開始後においては、身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%超であることをいいます。免責期間中においては、被保険者の経験・能力に応じたいかなる業務にも従事できない状態をいいます。なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。

【身体障害】とは

傷害(「ケガ」といいます)および疾病(「病気」といいます)をいいます。また、ケガにはケガの原因となった事故を含みます。

【他の保険契約等】とは

この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

【てん補期間】とは

引受保険会社が保険金をお支払いする限度とする期間で、免責期間終了日の翌日からその日を含めて協定書に記載された期間をいいます。「精神障害補償特約」がセットされた場合、この特約による保険金のお支払いは、基本契約のてん補期間にかかわらず、免責期間終了日の翌日から起算して「24か月」が限度です。

【免責期間】とは

保険金をお支払いできない協定書に記載された就業障害が継続する期間をいいます。免責期間開始後に一時的に復職し、その後再度就業障害となった場合には、免責期間に応じて定めた日数(7日)を限度として復職日数および免責期間を加えた期間を通算して1 免責期間とします。

【平均月間所得額】とは

被保険者の就業障害が開始した日の属する月の直前12か月について、以下のとおり計算した額をいいます。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。

$$\text{平均月間所得額} = \frac{(\text{年間収入額} \times 1) - (\text{働けなくなったことにより支出を免れる金額} \times 2)}{12(\text{か月})}$$

※1 給与所得、事業所得または原稿料等の雑所得に係る税引き前の収入で、利子所得、配当所得、不動産所得等は含みません。就労の有無にかかわらず得られる役員報酬等がある場合にはこれも含みません。

※2 被保険者が事業所得者の場合は、その事業に要する経費のうち、接待交際費・旅費交通費などをいいます。

【約定給付率】とは

保険金の算出の基礎となる協定書に記載された率をいいます。

2 親介護一時金支払特約の補償内容

1. 被保険者が要介護状態となった場合に保険金をお支払します。

※要介護状態とは、被保険者が次のいずれかに該当する状態をいいます。

①公的介護保険制度の第1号被保険者(*1)である場合	公的介護保険制度に基づく要介護状態区分が「3」以上(*3)の状態
②公的介護保険制度の第2号被保険者(*2)である場合	公的介護保険制度に基づく要介護状態区分が「3」以上(*3)の状態。ただし、介護が必要な状態となった原因が、公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病(*4)に該当しない場合は、寝たきりにより介護が必要な状態または認知症により介護が必要な状態とします。

③公的介護保険制度の被保険者でない場合 | 寝たきりにより介護が必要な状態または認知症により介護が必要な状態

- (※1)介護保険法第9条第1号に規定する65才以上の方をいいます。
- (※2)介護保険法第9条第2号に規定する40才以上65才未満の方をいいます。
- (※3)「要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約（介護一時金支払特約用）」をセットした場合は、要介護状態区分「2」以上となります。
- (※4)介護保険法第7条第3項第2号に定める特定疾病をいい、平成29年4月現在では、次の病気をいいます。

がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したもの）、関節リウマチ、筋萎縮性側索硬化症、後縦靭帯骨化症、骨折を伴う骨粗鬆症、初老期における認知症（脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能およびその他の認知機能が低下した状態をいいます）、進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病、脊髄小脳変性症、脊柱管狭窄症、早老症、多系統萎縮症、糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症、脳血管疾患、閉塞性動脈硬化症、慢性閉塞性肺疾患、両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

2. 親介護一時金支払特約の被保険者は、その特約の被保険者として保険証券に記載された方となります。

(注) 保険金支払対象外となる事由の影響などによって、要介護状態の程度が大きくなった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
介護一時金	<p>被保険者が要介護状態となり、その要介護状態が要介護状態開始日からその日を含めて保険証券に記載されたフランチャイズ期間を超えて継続した場合</p> <p>※ 要介護状態開始日とは、次のいずれか早い日をいいます。</p> <p>①被保険者が要介護状態であることを医師が診断した日</p> <p>②被保険者に対し、公的介護保険制度の要介護認定等（要介護状態区分「3」以上(※)）の効力が生じた日</p> <p>(※)「要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約（介護一時金支払特約用）」をセットした場合は、要介護状態区分「2」以上となります。</p>	<p>介護一時金額(※)の全額</p> <p>(※)保険証券等に「親介護一時金」として記載されている金額をいいます。</p> <p>※ 介護一時金をお支払いした場合、その被保険者についてこの特約は失効します。</p>	<p>(1) 保険期間の開始時（継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時）より前に要介護状態の原因となる事由が発生していた場合は、保険金をお支払いできません。※1</p> <p>(2) 次のいずれかによって発生した要介護状態に対しては保険金をお支払いできません。</p> <p>①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失</p> <p>②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為</p> <p>③戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変、暴動※2</p> <p>④地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑤核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>⑥上記⑤以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>⑦むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないもの※3</p> <p>⑧治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用</p> <p>⑨治療を目的として医師が薬物を使用した場合以外における被保険者のアルコール依存、薬物依存または薬物乱用</p> <p>⑩被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故</p> <p>ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間</p> <p>イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間</p> <p>(3) 被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金受取人が治療をさせなかったことにより、要介護状態となった場合や要介護状態が保険証券に記載されたフランチャイズ期間を超えて継続した場合は、保険金をお支払いできません。</p> <p>など</p> <p>※1 被保険者が要介護状態の原因となる事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日から保険契約の継続する期間を遡及して365日以前である場合は、その要介護状態の原因となった事由は、保険期間の開始時以降に発生したものととして保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※2 テロ行為によって発生した要介護状態に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p>

団体長期障害所得補償保険の親介護一時金支払特約に今回新たに加入する方、および継続して加入する場合で保険金額の増額など補償内容を拡大する契約条件の変更を伴う方は、加入申込書・被保険者明細書の「親介護一時金専用 健康状態告知書質問事項回答欄」(以下「親介護一時金専用告知書」といいます)に告知日と下記の質問事項に対する回答をご記入ください。

- 継続して加入する場合で、補償内容を拡大する契約条件の変更がない方は、親介護一時金専用告知書へのご記入は不要です。
- 親介護一時金支払特約の特約被保険者となる方に、被保険者ご本人が代理して回答する旨を了解いただき、被保険者ご本人が特約被保険者の健康状態を回答してください。
(注)被保険者ご本人とは、加入申込書・被保険者明細書の被保険者(基本部分)に記載された方をいいます。
- 質問に該当する場合は「はい」に、該当しない場合は「いいえ」に○印をしてください。

【告知質問の解説】

- ①について、悪性・良性の区別がつかない場合は、検査結果が出た後にお申込みください。
- ②の「医師」には歯科医師を含み、柔道整復師・指圧師・鍼灸師を含みません(以下質問も同様です)。
- ③の「他人の介護や付き添いを受けている」とは、日常生活上の行為を行うに当たり、何らかの力や手を借りている状態をいいます。
- ④の「要介護・要支援の認定申請をしたことがある」とは、過去に要介護・要支援認定の申請を行ったが、非該当となった場合を含みます。
- ⑤の「(就床中とは、食事、排泄、入浴等の日常生活を営むうえで最低限の行為を行う以外に、終日床について寝ているような状態をいいます。告知日現在において入院しなくても、医師より入院・手術をすすめている場合も含みます)。
- 「要検査」または「要精検査」の指示を受けており、現在病名が確定していない場合には、検査を受検し、正式な病名(診断名)が確定した後にお申込みください。

【病気・症状一覧表の解説】

- ①「脳卒中」について
 - 心臓内の血管の障害で急激に発症する病気の総称です。脳出血(血管が破れること)や脳こうそく(血管が詰まること)は脳卒中の一種です。
- ②「精神障害」について
 - 精神障害には、「うつ病」「躁病」「統合失調症」などの精神病、「パニック障害」「適応障害」などの神経症のほか、「非器質性睡眠障害」「心因反応」などが含まれます。
- ③厚生労働省指定の難病について
 - 具体的な例は右表「厚生労働省指定の難病の例」のとおりですが、最新の情報は「難病情報センター」ホームページ (<http://www.nanbyou.or.jp/>) をご確認ください。

質問事項

健康状態に関するご質問

親介護一時金支払特約の加入を希望する方はご回答ください。
*病名・症状が不明な方や検査等の結果待ちの方は、病名・症状が判明するまではお引きできません。

●以下の①～⑥いずれかに該当する項目はあります。

- ①今まで「がん」(悪性新生物をいい、上皮内がん・肉腫・白血病・悪性リンパ腫・骨髄腫などの悪性腫瘍を含みます)にかかったことがある。または、現在医師から「がん」の検査を受けるように指示されている。
- ②今までに医師から「糖尿病」「高血糖症」「耐糖能異常」と診断されたことがある。または、現在医師からこれらの検査を受けるように指示されている。
- ③現在、日常生活上の行為を行う際に、他人の介護や付き添い(一部介助・見守り・支えを含みます)を受けている。
- ④今までで、公的介護保険制度の要介護・要支援認定を受けたこと、または要介護・要支援の認定申請をしたことがある。
- ⑤現在、医療機関に入院中、介護施設に入所中、もしくは療養のため就床中である。または医師より入院・手術をすすめている。
- ⑥過去5年以内に、下記の「病気・症状一覧表」の甲欄に掲載されている病気・症状により、医師の診察・検査・治療(医師の指示による服薬を含みます)を受けたことがある。

A群	B群	C群	D群	E群	F群	G群	H群	I群	K群(親介護一時金専用)
脳・循環器系の疾病	呼吸器系の疾病	消化器系の疾病	肝臓系の疾病	胆のう・すい臓系の疾病	腎臓・泌尿器系の疾病	婦人科系の疾病	骨・関節系の疾病	その他の疾病	
●脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳こうそく、脳血栓症、脳梗塞、一過性脳虚血発作(TIA)など) ●脳腫瘍 ●動脈硬化症 ●動脈狭窄症 ●動脈瘤 ●心筋こうそく	●肺がん ●咽頭がん ●結核 ●肺炎 ●肺気腫 ●慢性気管支炎 ●肺線維症 ●気管支ぜん息 ●心臓弁膜症 ●心不全	●胃・腸のがん ●食道がん ●かいよう性大腸炎 ●クローン病	●肝臓のがん ●肝硬変 ●慢性肝炎 ●B型肝炎 ●C型肝炎	●胆のう・すい臓のがん ●すい炎	●腎臓・膀胱・前立腺のがん ●慢性腎不全 ●慢性腎炎 ●ネフローゼ ●うっ滞腎 ●尿毒症	●子宮がん ●卵巣がん	●リウマチ(関節リウマチ、リウマチ熱、リウマチ性心疾患) ●脊髄神経痛 ●後縦靭帯骨化症 ●筋ジストロフィー症 ●重症筋無力症	●精神障害(うつ病などの精神病や神経症、アルコール・薬物依存症を含みます)・知的障害 ●香川県指定の難病(たけな、メニエール病を除きます)・*	

※1 具体的には、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目内容については厚生労働省大官庁統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類要綱(CD-10(2003年版)準則)」によりします。

厚生労働省指定の難病の例(平成29年3月現在)

パーキンソン病関連疾患、全身性リチアミドス、全身性強直性筋萎縮症、皮膚筋炎/多発性筋炎、特発性血小板減少性紫斑病、網膜色素変性、脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く)、サルコイドーシス、ペーチェット病、原発性胆汁性肝硬変 など

●質問事項に対するご回答の記載がない場合やご回答の内容が事実と異なる場合は、ご加入が解除され保険金が支払われないことがあります。

●ご回答の内容によっては、保険契約をお引きできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

●ご回答の内容にかかわらず、加入初年度契約の保険期間の開始日より前に原因が発生した要介護状態については、保険金をお支払いできません(ご加入後365日を経過した場合は保険金をお支払いできることがあります)。

記入例

被保険者ご本人から見た特約被保険者の関係に○をしてください。

被保険者ご本人が記入してください。

健康状態について、特約被保険者へのご説明と回答要領にあたり実際に取られた確認方法を(注)2)から1つ選び○をしてください。

回答を記入した被保険者ご本人が署名してください。

(170401)(2017年3月承認)GN16D011090(V02-133)GLTDU

親介護一時金 以外用 健康状態告知書質問事項および健康状態告知書質問事項回答欄記入要領

団体長期障害所得補償保険の基本補償に今回新たに加入する方、および継続して加入する場合で保険金額の増額、特定疾病等を補償対象外とする条件の削除など補償内容を拡大する契約条件の変更を伴う方は、加入申込書・被保険者明細書の「親介護一時金以外用 健康状態告知書質問事項回答欄」(以下「親介護一時金以外用告知書」といいます)に下記の質問事項に対する回答および告知日をご記入のうえ、ご署名ください。

- 継続して加入する場合で、補償内容を拡大する契約条件の変更がない方は、親介護一時金以外用告知書への記入は不要です。
- 被保険者ご本人がご回答ください。
- 各質問に該当する場合は「はい」に、該当しない場合は「いいえ」に○印をしてください。

●質問事項に対する回答の記載がない場合や回答内容が事実と異なる場合は、ご加入が解除され保険金が支払われないことがあります。

●ご回答の内容によっては、保険契約をお引きできない場合、または、特定の病気・症状について保険金をお支払いしない条件(特定の病気・症状以外)のご加入となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、特定疾病等補償対象外の場合には、次年度以降も原則として同条件でのご継続となります。

●ご回答の内容にかかわらず、加入初年度契約の保険期間の開始日より前に原因が発生した病気やケガについては、保険金をお支払いできません(始期治療について法定者に定めのある場合、その規定により保険金を支払うことができます)。

●継続して加入する方で、「疾病コード」欄に下記「病気・症状一覧表」の群名コード以外のコードが印字されている場合、補償対象外となる病気・症状の範囲は、別紙「健康状態告知書質問事項回答欄の解説」に記載していますのでご確認ください。

質問事項

「がん」「糖尿病」に関するご質問

●以下の①、②のいずれかに該当する項目はあります。

- ①過去2年以内に「がん」(悪性新生物をいい、上皮内がん・肉腫・白血病・悪性リンパ腫・骨髄腫などの悪性腫瘍を含みます)にかかったことがある。または、現在、医師から「がん」の検査を受けるように指示されている。
- ②過去2年以内に医師から「糖尿病」「高血糖症」「耐糖能異常」と診断されたことがある。または、現在、医師からこれらの検査を受けるように指示されている。

「最近の健康状態・既往症」に関するご質問

●以下の①、②のいずれかに該当する項目はあります。

- ①最近3か月以内に、医師の診察・検査・治療(医師の指示による服薬を含みます)を受けたことがある。
- ②過去2年以内に、健康診断・人間ドックまたは医師による診察の結果、異常(要検査・要精密検査・要治療・要経過観察)を指摘されたことがある(検査や治療の結果、「異常なし」となった場合を除きます)。

※ただし、後遺症のないケガおよび右記「完治している場合は告知不要の病気・症状」に該当する病気・症状は告知不要です。

健康状態告知書質問事項回答欄

質問1は「はい」「いいえ」に○印をしてください。

質問2は「はい」「いいえ」に○印をしてください。

「病気・症状」が「病気・症状一覧表」の甲欄に該当する方

「病気・症状」が「病気・症状一覧表」の乙欄に該当する方

「病気・症状」が「病気・症状一覧表」に該当する病名がない方

「完治している場合は告知不要の病気・症状」

「病気・症状」が不明な方や検査等の結果待ちの方

A群	B群	C群	D群	E群	F群	G群	H群	I群	K群(親介護一時金以外用)
脳・循環器系の疾病	呼吸器系の疾病	消化器系の疾病	肝臓系の疾病	胆のう・すい臓系の疾病	腎臓・泌尿器系の疾病	婦人科系の疾病	骨・関節系の疾病	その他の疾病	
●脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳こうそく、脳血栓症、脳梗塞、一過性脳虚血発作(TIA)など) ●脳腫瘍 ●動脈硬化症 ●動脈狭窄症 ●動脈瘤 ●心筋こうそく	●肺がん ●咽頭がん ●結核 ●肺炎 ●肺気腫 ●慢性気管支炎 ●肺線維症 ●気管支ぜん息 ●心臓弁膜症 ●心不全	●胃・腸のがん ●食道がん ●かいよう性大腸炎 ●クローン病	●肝臓のがん ●肝硬変 ●慢性肝炎 ●B型肝炎 ●C型肝炎	●胆のう・すい臓のがん ●すい炎	●腎臓・膀胱・前立腺のがん ●慢性腎不全 ●慢性腎炎 ●ネフローゼ ●うっ滞腎 ●尿毒症	●子宮がん ●卵巣がん	●リウマチ(関節リウマチ、リウマチ熱、リウマチ性心疾患) ●脊髄神経痛 ●後縦靭帯骨化症 ●筋ジストロフィー症 ●重症筋無力症	●精神障害(うつ病などの精神病や神経症、アルコール・薬物依存症を含みます)・知的障害 ●香川県指定の難病(たけな、メニエール病を除きます)・*	

※1 具体的には、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目内容については厚生労働省大官庁統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類要綱(CD-10(2003年版)準則)」によりします。

【記入例】

親介護一時金 以外用 ※健康状態告知書質問事項回答欄(注)

質問1	質問2	特定疾病等対象外欄
はい①	はい①	L45 562番病名
いいえ②	いいえ②	RO

疾病・症状欄に病名を記載する場合のご注意 - 「病気・症状一覧表」に該当する病名がないことをご確認ください。

「病気・症状一覧表」の甲欄、乙欄に該当する病気・症状の具体名を「病気・症状」欄に記入して加入した場合は、加入申込書・被保険者明細書の提出後であっても、保険期間の開始時から条件を訂正することまたはご加入の取消しをすることがあります。

(170401)(2017年3月承認)GN16D011090(V02-133)GLTDU

